

秩父市農業委員会 令和4年 第6回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年 6月23日(木) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年 6月23日(木) 午後3時05分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	◎糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席	●		松 澤 眞 一	出席
3番	○長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	○横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席	●		新 舟 文 男	出席
13番	設 楽 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

一印は新型コロナ感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
農地法施行規則第17条第2項による区域 (1件)
- 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案台28号 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	川上 貴		主席主幹	小嶋 祥弘	書記
参 与	宮前 房男		主 事	川上 僚太	書記
主 幹	千島 修		主 査	笠原 信之	
主事補	見澤 俊亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（糸東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（糸東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

川上事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中 14名です。

議長（糸東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。12番 豊田 恵男 委員 及び 2番 上井 克彦 委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（糸東男会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局に説明をいたさせます。

川上事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。5件報告いたします。

「農業用施設の設置について」が1件「農地改良等に係る届出の受理について」4件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1の番号1は、農業用施設の設置でございます。

農業を効率的に継続するため、農作業用の機材（耕運機）その他の道具、肥料等を収納するための物置小屋を過去に設置していたため、始末書とともに届け出がされたものでございます。この案件は本日総会の議案26号、農地法3条の許可についてでご審議いただく案件と関連しているものでございます。現地を確認したところ届け出のとおり使用されておりました。施設として軽微なものですので、転用としての許可を要しない事案に該当します。

2の番号1、2、3、4は農地改良に係る届出書でございます。

番号1の届出でございます。土地所有者は平成23年、相続により取得し、その後耕作放棄地となっておりますが、今回の届け出により農地改良を行い柿の耕作を行うとの事でございます。

現地は農業委員会事務局職員により確認しております。

改良する面積は〇〇〇㎡であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

番号2の届出でございます。土地所有者は平成元年、相続により取得し、その後耕作放棄地となっておりますが、今回の届け出により登記地目は田であります。農地改良を行い柿の耕作を行うとの事でございます。現地は農業委員会事務局職員により確認しております。

改良する面積は〇〇〇㎡であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

番号3の届出でございます。土地所有者は昭和〇〇年、相続により取得し、登記地目は畑であります。従来から、栗、梅などの果樹耕作を行ってございましたが、耕作している果樹の老齢化等により、新たな果樹の植栽を行うため農地改良による客土を行い耕作を継続して行うとの事でございます。現地は農林振興センター職員、事務局で確認しております。

改良する面積は〇〇〇㎡であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

番号4 農地改良に伴う届け出でございます。

土地所有者は〇名の共有持であり相続により取得し、登記地目は畑であります。

面積〇〇〇㎡の一部が3年前の台風19号により一部崩落した畑へ客土を行い傾斜した畑を平面化し、従来から耕作していたジャガイモ（中津いも）、ミョウガ、フキなどの野菜を耕作することとでございます。現地を農林振興センター職員、事務局で確認しております。

改良する面積は〇〇〇㎡であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。以上でございます。

議長（糸東男会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

川上事務局長 それでは、令和4年第6回定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し

農地法施行規則第17条第2項による区域の指定につてが 1件、

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について が 3件、

議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請についてが 2件、

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてが 9件、

以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（糸東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しており

ますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第25号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (1件)

議長(糸東男会長) これより、議案の審議に入ります。議案第25号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局(宮前参与)

議案第25号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等によりその権利を設定しまたは補欠する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。その条件の一つに申請地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積以上であることという面積条件があります。この下限面積要件は、軽減面積があまりに小さいと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積は地域の平均的な経営規模などから見て地域の实情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会においてはこの規定により平成30年1月23日に開催された全員協議会において一定の条件を満たす場合は農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき区域を筆ごとに設定し、その面積を最小1アールに引き下げることによって決定されました。議案書の2ページをご覧ください。本案件を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の下影森字〇〇畑〇筆〇〇〇㎡を設定するものです。案内図をご覧ください。申出の所在につきましては、〇〇の北東〇〇m付近に位置し、〇〇〇に隣接している土地で申出者が平成〇〇年に相続により取得した土地です。相続した農地〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡については、宅地分譲用地として農地転用されておりますが、本申請土地は分譲地を取得した方の新規就農及を〇〇〇〇目的として分譲計画がなされています。農地の所有者は、狭山市に居住していることから、耕作することが困難であり、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しております。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにも掲載いたします。その後、同地において耕作を行おうとする者は、農地法第3条第2項の規定による許可を受けなければなりません現地を確認したところ保全管理の農地でした。説明は以上です。

議長(糸東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市 委員 4番黒沢です。ただいま事務局から説明がされましたが、宅地分譲する時に鉄道から生じる振動の緩衝地として農地のままとっております。隣接地の農地を経営する方が買い受けるということになっているようでございます。(委員の)皆様方にお認め頂くと3条申請により権利の移動が出てくる案件でございますので、吉川推進委員のご意見も尊重しご審議いただくようお願いいたします。

1区 吉川 稔 推進委員 第1区の吉川です。先日、事務局、加藤委員と現地を確認しました。先ほど事務局、加藤委員さんが説明しているとおりで、線路に近いということ、面積は広くないのですが隣接地の所有者が将来的に使用するというようになっておるということですのでやむを得ないと感じました。以上でございます。

議長（糸東男会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） いかがでしょうか。質疑、意見がございませんか。
（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第25号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（全員挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、許可することに決しました。

議案第26号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（小嶋主席主幹）

私からは、番号1について、ご説明いたします。

譲受人・譲渡人・契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、栃谷字〇〇畑〇筆〇〇〇㎡で、〇〇〇の〇約〇m付近に位置し、平成〇年に相続により取得した土地です。譲受人は、夫と〇〇に居住しており、許可後に移住し、農業経験はありませんが、経験者の指導を受けながら、農機具(耕運機1台・草刈機2台)を購入して、夫と新規就農を予定しています。なお、移住先は申請地の隣接にある譲渡人の宅地と所有建物を購入し居住する予定となっております。作付計画では、ジャガイモ、サトイモ、大豆、ねぎ等を栽培し、現在農地内にある栗を作付していく計画です。現地は綺麗に保全管理された農地で、譲渡人が最近まで耕作されていた状態で、新規就農は可能であると見受けられます。説明は以上です。

事務局（川上事務局長）

番号2について説明します。

本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字〇〇畑〇筆〇〇〇㎡、昭和〇〇年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇から〇〇、約〇〇m付近に位置しています。

申請事由ですが、譲受人は現在、〇〇町に居住しており、居住地で〇〇〇㎡の耕作を行う農業を営んでおり、経営規模を拡大したいとの事から、申請地を売買により取得をしたいとのことでございます。申請地は現在、ブルーベリー、枇杷、ネギ、なすなどの果樹や野菜が耕作されており、農地取得後も、継続して果樹や野菜等を栽培する予定です。

耕作労働力は本人、妻ということですが、〇〇町農業委員会事務局に問い合わせしたところ、〇〇町に所有する畑で、耕作を行っているとの事で、特に問題はないと思われま。

番号3について説明します。

本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字〇〇畑〇筆〇〇㎡、令和〇年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は〇〇から〇に約〇〇m付近に位置しています。申請事由ですが、譲受人は〇〇に居住しており、居住地である〇〇において、〇〇〇㎡の柿や野菜を耕作する農業を営んでおります。申請地を売買により取得し、柿の耕作を行い、経営規模を拡大したいとのことから申請を行ったものでございます。申請地は現在、耕作放棄地となっており、一部除草作業の形跡がございました。耕作労働力は本人ということですが、吉田支所に問い合わせしたところ吉田地内に所有する畑で耕作を行っており、特に問題はないと思われま。

以上ご審議賜りますようお願いいたします。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

7番 横田 友委員 7番横田です。26号1番、3条の案件でございますが、畑が複雑な形状をしておりますが綺麗な状態で管理されております。事務局、小久保推進委員と現地を確認しました。若い夫婦で、現地に居住しながら自己でリフォームし、リモートワークとの事で仕事をしながら〇反の畑を耕作していくとの事です。経験が無いので、大変だと思います。我々は若い方が農地を取得し頑張る事に応援したいと思っております。以上ご審議よろしく申し上げます。

3区 小久保 健司推進委員 3区推進委員の小久保です。先日事務局、横田委員さんと現地を確認しました。綺麗に整地されて良い状態でありました。また借受人の夫と話しをしましたが、向上的な意見を持った方で良いことだと思われました。近隣者も好意的な方が多く、ぜひここで農業を営んでいただきたいとの事です。平坦地は〇筆しか無いと思われまますが、協力していきたいと感じております。ご審議をよろしく申し上げます。

12番 豊田 恵男委員 12番豊田です。2番、3番について先日事務局、倉林推進委員と現地を確認しました。2番は譲渡人が現在〇〇歳、現地を隣接者が保全管理を兼ねた家庭菜園を行っております。3番は、前回の除草作業から1年以上経過していると思われま。譲渡人は土地の管理ができない状態であったと思われま。譲受人も吉田地内に農地を所有しているとの事です。管理していただけるのなら、ありがたいと思われま。

2区 倉林 幸男推進委員 2番、3番について説明します。現地を事務局、豊田委員さんと確認しました。2番は事務局、豊田委員より説明のあったとおりです。以前は管理されておらず近隣から苦情が出ておりました。そういった事から近所の方が管理していた状態でした。現在は綺麗な状態です。譲受人が現在の状態で管理していただければ良いと感じました。3番も説明のとおりですが、昨年、大久保推進委員と農地パトロールで現地を確認してました。管理を行っている形跡が無く、耕作放棄地となっていたので、譲受人が耕作してもらえばよいと思われま。以上ご審議お願いします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

13番 設楽 治男委員 13番設楽です。種稲農地関連法が国会で成立し3年後に施行されることとなりました。このなかで耕作放棄地に関する事も有り、目的は農村の活性化を目指す法律ですが、法の縛りが緩くなるようです。下限面積、農地法の適用も無くなります。この法律によれば、今回のようなケースで不動産業の方が農地の売買を始めると思われま。その他産廃や埋め土なども懸念されま。農業委員や推進委員が農地パトロールを重点化する必要もあろうと思われま。以上です。

議長（糸東男会長） 第26号に関する質疑 又は 意見はありませんか。

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決をいたします。議案第26号について賛成をする諸君の挙手を求めます。
(挙手を確認する)

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第27号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議長（糸東男会長） 次に、議案第27号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 私からは番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ○○町畑○筆○○㎡で、昭和○○年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は○○から○に約○○m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は集合住宅の建設です。申請事由ですが、申請者は高齢により、今後農地として土地を管理していくことが難しいため、生活環境が整っており利便性もある当申請地に共同住宅を建築したいとして申請されました。計画では、申請地上に集合住宅1棟を建築する予定です。

なお、申請者が申請地に農地転用の許可を受けないまま、一部に砂利を敷設し貸駐車場用地として使用しており、始末書が添付されております。資金計画も整っており、また、隣接には農地がなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、不耕作状態となっていました。説明は以上です。

事務局（川上事務局長） 番号2について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は蒔田字○○畑○筆○○○㎡で、令和○年、相続により取得した土地です。令和○年に農振地域からの除外を受けております。案内図をご覧ください。申請地は○○○付近にあり、立地の基準につきましては、土地改良区域外にある農地として第2種農地と判断しました。転用目的は自己用店舗兼住宅の建設です。申請事由ですが、申請者は現在、○○町で夫の父親が所有する住宅を借用して居住しておりますが、手狭になってきたこと、○○業を開業し独立したいなどの理由から申請したものでございます。計画では、申請地上に店舗兼住宅1棟を建築する予定です。資金計画も整っており、問題はないと思われれます。現地を確認したところ、該当地は畑ですが、保全管理の状態でございます。以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番加藤 勝市委員 4番加藤です。番号1, についてですが、案内図を見ていただきますと、今申請された、土地の右下に分譲地としての立て看板が立てられていたようでございます。ご覧いただくと解るように宅地化が進んでいます。農地として残っているのはここだけだと思います。心情的には、農地として残っていただきたいのですが、申請事由、近隣の状況、3種農地である事、申請書類が整っていることなどから、やむを得ない思います。ご審議いただくようお願いいたします。以上です。

12豊田 恵男委員 12番豊田です。2番について説明いたします

相続された土地ですが、申請者の父親が農業規模拡大で取得した土地です。しかし取得から1年経過しないうちに他界してしまいました。ただ申請者の夫が農業が好きな方で今は、他の土地を耕作し、綺麗に管理をしています。また義父の田、〇反ほどを意欲的に耕作しています。〇〇町から通うより、農地に近いこの場所に家を建てることは良いことだと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 (糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います

議長 (糸東男会長) 第27号に関する質疑 又は 意見はありませんか。

議長 (糸東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決をいたします。議案第27号について賛成をする諸君の挙手を求めます。
(挙手を確認する)

議長 (糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第28号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

議長 (糸東男会長) 次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局 (川上主事) はじめに番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は〇〇町畑〇筆〇〇㎡で平成〇年。相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は〇〇から〇に約〇〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましても、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は駐車場及び資材置場です。申請事由ですが、譲受人は現在、〇〇業を営んでおり、申請地の隣地に事務所兼自宅があります。譲受人は、平成〇年頃より、資材置場として、申請地を借り受け使用してきました。この度、譲渡人と譲受人で売買について合意に至り、土地の所有権移転をするために調査したところ、申請地が農地転用の許可を受けていない農地であることが判明しました。事務所から近く利便性もよい申請地を今後も資材置場と駐車場として使用していきたいことから、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。

資金調達計画は整っています。また、隣接には農地がなく、周囲の営農状況に支障が生じること

はないものと考えられます。現地を確認しましたところ、一部に砂利が敷かれており不耕作状態となっておりました。

事務局（宮前参与） 番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約内容等は議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は下影森字〇〇畑〇筆〇〇〇㎡で〇〇〇付近に位置し、昭和〇〇年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断しました。転用目的は宅地分譲用地です。申請事由ですが、申請地は、用途地域内にある宅地化が進んでいる地域で〇〇〇に近く、住宅地としての利便性が良いため譲受人が買い受け、〇区画の宅地分譲地としての販売を計画し、申請されたものです。事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からの承諾も得ており、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、耕作部分は全体の3分の1で、残りは保全管理の状態でした。説明は以上です。

事務局（小嶋主席主幹） 私からは番号3から4について説明いたします。

番号3について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 大野原字〇〇 〇筆〇〇㎡で、昭和〇〇年に相続により取得した土地です。内図をご覧ください。申請地は〇〇〇から〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、市内のアパートに家族で住んでいますが、子育て等に伴い手狭となってきたので、申請地を購入し、住宅の新築をするものです。資金調達計画は整っております。また、隣接農地所有者からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認したところ、ネギ等が耕作されておりました。

つづきまして、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は大野原字〇〇 〇筆 〇〇〇㎡で、昭和〇〇年に売買により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は

〇〇〇から約〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は申請地の道路を挟んだ北側に親と同居しておりますが、家が手狭になったこともあり、この度、親である譲渡人から申請地を使用貸借し、住宅の新

築をするものです。なお、申請地には小屋と物置が建築されております。昭和〇〇年に当該申請地

に住宅の転用許可の記録がありましたが、今回あらためて申請地に転用申請を行い、申請に併せて既存の小屋は解体し、物置は引き続き使用したいとの始末書が添付されております。なお、公道

から申請地の進入路までは私有地を通行しておりますが、私有地の所有者から通行に際しての承諾書が添付されております。資金調達計画は整っております。また、隣接農地所有者からは本申請

地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認したところ、小屋及び物置が建てられており、他は不耕作となっております。説明は以上です。

事務局（川上事務局長） 番号5、6、7の案件について説明をいたします。

5番ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図はスクリーンをご覧ください。申請地は、寺尾地内、〇〇から〇〇〇付近に位置する、〇〇〇に隣接する土地でございます。令和〇年に農振農用地から除外されております。現地の状況から、2種農地と判断いたしました。豊田委員さん、倉林推進員さんと先日、現地確認をしたところ、保全管理されている状態でございます。次に、転用の目的ですが、譲受人は、現在居住している住宅が手狭となり、申請地の近隣に親類縁者も居住していることから、住宅建設のため申請したものです。申請地は、土地所有者（譲渡人）による耕作の継続が難しいとのことで、転用に伴う問題が発生した場合は譲受人の責任において処理することが申請書に明記されていることから、問題はないものと思われまます。

次に6番ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図はスクリーンをご覧ください。申請地は〇〇〇付近に位置するブドウ畑でございます。令和〇年に農業振興地域より除外されており、現地の状況から2種農地と判断いたしました。申請地は譲渡人が平成〇年に相続により取得した土地でございます。申請理由として、譲受人である、ご子息が借家住まいとのことで手狭になってきていること、譲渡人である親の希望により実家の近所に居住してもらいたいことから、住宅建設を目的としたものでございます。なお、申請書には住宅建設に伴う近隣耕作者の同意書もあり、問題が発生した場合は、譲受人の責任において処理することが明記されております。許可が下りることが前提でございますが、現在も〇〇〇の栽培がされており、今年の収穫が終了してから、建設に取り掛かるとのことでございます。

7番ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図はスクリーンをご覧ください。申請地は〇〇〇付近でございます。令和〇年に農業振興地域より除外されており、現地の状況から2種農地と判断いたしました。

申請地は先ほどの、議案第27号2番農地法4条による転用許可についてご審議いただきました土地と一体利用地となるものでございます。対象となる畑は、譲渡人が令和〇年に相続により取得した土地で、令和〇年農振の除外がされております。先日現地を確認しましたが、保全管理されている状況でございます。譲受人は、家族で夫の父親が所有する住宅を借りておりましたが、手狭になってきたこと、また独立し美容業の開業を希望していることから、店舗併用住宅建設のため申請したものでございます。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

事務局（見澤主事補） 番号8と9について説明します。

まず、番号8についてですが、譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字〇〇〇 畑〇筆 〇〇㎡で、昭和〇〇年に贈与で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、〇〇〇付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いた

しました。転用目的は、資材置場です。

譲受人は、〇〇〇を営む法人です。申請事由ですが、譲受人は現在2カ所の〇〇〇を借りていますが、1カ所は前面道路の幅員が狭く、もう1カ所は会社の業績発展に伴い、〇〇等が多くなり手狭になってしまったため申請されました。

また、申請地につきまして、昭和〇〇年に〇〇〇並びに〇〇〇駐車場の目的で農地転用第5条の許可を受けていましたが工事が途中で止まってしまい地目の変更がされていませんでした。工事完了届が確認できないこと、現況が転用目的と異なっていることから確認願の発行が出来なかったため、改めて農地転用の申請をするものです。

資金計画は整っております。現況を確認しましたところ、木や池があり原野のような状態でした。続きまして番号9について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川上田野字〇〇畑〇筆〇〇〇㎡で、平成〇年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、〇〇付近に位置しています。立地の基準としましては、〇〇〇にあり、市街化の傾向が著しい農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。譲受人は、現在家族とともに皆野にあるアパートにて生活しております。請事由ですが、現在居住しているアパートが手狭となってきたため妻の父が所有する申請地を借受け住宅を建築し居住したいと申請されました。また、申請地の一部に譲渡人が平成〇〇年から許可なく〇〇〇を設置し使用しており、そのことに対する始末書が添付されています。資金計画は整っております。また、隣接する農地はありません。現況を確認しましたところ、譲渡人の住宅側の一部に〇〇〇がありました。残りの部分は耕作されていました。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番加藤 勝市委員 4番加藤です。番号1と2について意見を申し上げます。

ただいま、事務局から説明がありました。1、2ともに申請自由、近隣の開発状況ともに3種農地です。1については始末書2については、隣地農地所有者の承諾書等必要な書類が整っていることですので、許可はやむを得ないと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

9番青野 孝市委員 9番青野です。私からは番号3と4について意見を申し上げます。

いずれも概要は事務局説明のとおりです。最初に番号3ですが、当該農地は野菜が耕作されておりました。譲受人は当該農地に自己用住宅を建設する予定です。当該地域は宅地化が進んでいることからやむを得ないと感じました。

番号4についてですが、当該農用地については転用許可を受けないまま小屋が設置されており永らく耕作されていない状況にあります。現在譲受人は譲渡人と同居しておりますが、家が手狭になったことから隣接する農地へ自己用住宅を建設予定との事です。始末書も添付されておりやむを得ないと感じました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

12番豊田 恵男委員 12番豊田です。28号5番、6番、7番について申し上げます。

事務局より説明のあったとおりでございます。先日、事務局と現地を確認したところ特に問題のある案件ではないと感じております。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

5番笠原 倍吉 委員 8番と9番について説明させていただきます。

8番ですが、申請事由が資材置き場ということです。詳細につきましては、先ほど事務局より説明のあったとおりです。現地を確認したところ、申請地は周辺が原野化しており、立ち入りも困難な状況でした。資材置場として利用すれば、近隣の農地への影響や景観などが良くなると思われます。9番は自己用住宅地ですが、事務局より報告したとおり、申請地のカーポートの設置がされていましたが、始末書が添付されております。また一部耕作もされている状態でした。隣接農地も無いことから問題無しと判断しました。以上ご審議お願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） この案件に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これよりお諮りいたします。議案第28号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） はい全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（糸東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして秩父市農業委員会 令和4年第6回定例総会を閉会いたします。